

第 8 4 号議案

品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

品川区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年品川区条例第 3 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条中「および」を「、」に改め、「次章」の次に「および第 5 章」を加える。

第 1 6 条を第 1 7 条とする。

第 1 5 条の次に次の 1 章および章名を加える。

第 5 章 品川区災害弔慰金等支給審査委員会

（設置等）

第 1 6 条 災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として、品川区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会は、区長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 災害弔慰金の支給に係る災害と死亡との因果関係に関する事項
- (2) 災害障害見舞金の支給に係る災害と障害との因果関係に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に

関する重要な事項

- 3 支給審査委員会は、医師、弁護士その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員 8 人以内をもつて組織する。
- 4 委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 支給審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、または委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、支給審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）品川区災害弔慰金等支給審査委員会を設置する必要がある。